

新潟県警察情報管理システムによるストレスチェック管理システム運用要領
の制定について（例規通達）

平成28年 9 月 6 日

本部（厚）第35号

〔沿革〕 平成29年 5 月本部（情管）第20号、12月第51号、令和元年11月第35号、5
年 3 月第16号、12月第58号、 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い、職員に
対する心理的な負担の程度を把握するための検査を効果的に実施するため、新潟県警察
情報管理システムによるストレスチェック管理システム運用要領を別添のとおり制定
し、平成28年10月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

新潟県警察情報管理システムによるストレスチェック管理システム運用要領

第 1 趣旨

この要領は、新潟県警察情報管理システムによる職員のストレスチェック管理シ
ステム（以下「管理システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 管理システムの概要

管理システムとは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく職員に対する
心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実
施するため、3つの領域（仕事のストレス要因、心身のストレス反応及び周囲のサポ
ート）に関するセルフチェック、ストレスプロフィールの表示、相談希望の有無の申
出、職場環境の集団分析等を行うシステムをいう。

第 3 運用体制

1 運用責任者

- (1) 県本部に運用責任者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、警務部情報技術企画課長と連絡を密にし、管理システムの適正
かつ円滑な運用並びに運用全般の企画、指導及び調整を行う。

2 運用管理者

- (1) 各所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、運用責任者と連絡を密にし、自所属における管理システムの適
正かつ円滑な運用に努める。

3 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、次長をもって充てる。

4 運用担当者

運用担当者には、運用責任者により指定された保健師をもって充てる。

第 4 安全の確保

管理システムにおける個人情報その他の情報の取扱いについては、この要領に定め
るもののほか、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第 6 号）
及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項並びに新潟県警察にお

ける情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年本部訓令第21号）第2条第2項に定めるところにより、その安全を確保しなければならない。

第5 運用時間

管理システムは、24時間運用とする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りではない。

第6 管理システムの運用方法

1 定期実施

運用責任者は、職場の健康リスクを確認し、各所属における環境改善などの取組を促進するため、期間を指定し全職員一斉に管理システムを利用したストレスチェックを実施させることができる。

2 随時実施

職員は、適時、管理システムを利用したストレスチェックを実施することができる。

第7 細目的事項

この要領に定めるもののほか、管理システムの運用について必要な細目的事項は、運用責任者が定めるものとする。